

**第４４回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～ウェブサイト構築業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

１．業務内容

- (１) 委託業務名 第４４回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～ウェブサイト構築業務委託
- (２) 委託期間 契約締結日から令和７年３月３１日（月）まで
- (３) 仕様 別紙第４４回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～ウェブサイト構築業務委託仕様書のとおり

２．契約上限額

４，４４１，８００円（消費税及び地方消費税を含む）

３．参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

(１) 参加者資格

- ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。
- ③三重県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有する者であること。

(２) 最優秀提案者資格

- ①三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ②三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

４．スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案コンペ募集開始	令和６年６月１９日（水）
質問書提出締切	令和６年７月 ３日（水） １５時
質問に対する回答	令和６年７月１０日（水）
参加資格確認申請締切	令和６年７月１１日（木） １７時
参加資格確認結果の通知	令和６年７月２４日（水）
企画提案書提出期限	令和６年７月２９日（月） １７時
企画提案コンペ審査会開催	令和６年８月 ５日（月）（予定）
企画提案コンペ審査結果通知	令和６年８月 ６日（火）（予定）
契約締結	令和６年８月中旬頃

５．質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限：令和6年7月3日（水）15時まで（必着）

(2) 質問の方法

FAX 又は電子メールで受け付けます。質問には、所属・名前・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先：20の「連絡先」のとおり

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

受けた質問及びその回答については、令和6年7月10日（水）に、原則として県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ > 県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）

6. 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式2）」に（4）の提出書類を添えて実行委員会に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限：令和6年7月11日（木）17時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出してください。（電子メール又はFAXによる提出は受け付けませんこととします。）持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先：20の「連絡先」のとおり

(4) 提出書類

提出書類	提出部数	様式
企画提案コンペ参加資格確認申請書	1部	様式2
役員等に関する事項	1部	様式3
委任状	1部	様式4
登記簿謄本又は登記事項証明書 （発行から3ヶ月以内のもの・写し可）	1部	
身分（身元）証明書（個人の場合。発行から3ヶ月以内のもの。写し可）	1部	
成年被後見人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。発行から3ヶ月以内のもの。写し可）	1部	
会社概要 ※既存の資料（会社パンフレット等）に代えることができる	1部	任意様式

7. 参加資格確認結果の通知

実行委員会は、上記6の確認結果を、令和6年7月24日（水）までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

8. 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

- (1) 提出期間：令和6年7月29日（月）17時（必着）
- (2) 提出方法：上記6（2）に同じ
- (3) 提出先：20の「連絡先」のとおり
- (4) 提出資料：企画提案書作成要領による

9. 選定委員会でのプレゼンテーション

実行委員会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「第44回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～ウェブサイト構築業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時：令和6年8月5日（月）13時（予定）
- (2) 場所：三重県吉田山会館第302・303会議室（津市栄町1-891番地）
- (3) 内容：プレゼンテーション20分、質疑15分（予定）
- (4) 方法

提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明を基本としますが、ウェブサイトの動作説明等のためにPC画面等を提示したい場合は、必要最小限に限り可能とします。ただし、審査する内容は、あくまでも提出済みの企画提案書の内容とし、提示する画面等は参考とします。なお、必要機材（プロジェクター、スクリーン等含む）及びネット環境は説明者が用意するものとします。

(5) 備考

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に令和6年7月31日（水）（予定）に電子メール又は電話により通知します。

なお、プレゼンテーションはオンラインでの参加を可とします。

10. 最優秀提案の選定方法

選定委員会は、上記9の内容の審査を行い、最優秀提案を選定します。

審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

(1) 業務実施体制（配点比率2）

ウェブサイトの不具合やフォトコンテスト応募者からの問い合わせ等について、円滑かつ迅速に対応できる体制がとられているか。

(2) リスクマネジメント（配点比率2）

ウェブサイトのセキュリティ問題や、フォトコンテストにおける個人情報の取扱い及び権利問題について、起こりうるリスクを想定し、それに対応できる提案内容となっているか。

(3) 企画性（配点比率2）

業務の目的である県民をはじめ多くの人々が情報を収集しやすい明瞭な情報発信ができ、かつ、ページの更新が迅速にできる提案がなされているか。また、フォトコンテスト開催により大会PRに活用できる魅力的な写真が集まる企画提案となっているか。

(4) 実現可能性（配点比率2）

取組の手法及びロジックが明確かつ具体的な内容になっているか。業務遂行に必要な知識や経験に基づくノウハウなどを有しているか。

(5) 業務スケジュール（配点比率1）

計画的かつ具体的な業務スケジュールであり、実現可能となっているか。

(6) 経済的合理性（配点比率1）

見積額及び積算内訳・根拠は適切か。費用対効果の観点から積算内容は適切かつ効率的であるか。

1 1. 選定結果の通知

実行委員会は、上記10の選定結果を、令和6年8月6日（火）（予定）に、提案したすべての者に対し電子メール又は電話により通知します。

1 2. 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、選定結果の通知を受けた日の翌日までに次の書類を提出（提示可のものにあっては、提出又は提示）してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（有料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（無料）（選定結果通知日から過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

1 3. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、実行委員会において示します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、実行委員会において行います。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満

の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

14. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

16. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」(以下、「落札停止要綱」)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴排要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19. その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき実行委員会が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって実行委員会に譲

渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、実行委員会の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他実行委員会があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

20. 連絡先

〒514-0004 津市栄町1丁目954番地

三重県栄町庁舎5階

第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会事務局
(三重県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム)

担当：松田、山本（誉）、沖

電話：059-224-2162

FAX：059-224-2059

電子メール：umidkr@pref.mie.lg.jp